

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年 12月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 井之川眼科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 呉市西中央1丁目3番9号
- (3) 設立認可年月日 平成 19年 2月 16日
- (4) 設立登記年月日 平成 19年 3月 1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	井之川眼科医院	呉市西中央1丁目3番9号	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 2月 27日 令和3年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 井之川眼科医院
所在地 呉市西中央1丁目3番9号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和4年12月31日現在)

1. 資 産 額 222,705 千円
2. 負 債 額 218,783 千円
3. 純 資 産 額 3,921 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		64,794
B 固 定 資 産		157,910
D 資 産 合 計 (A+B)		222,705
E 負 債 合 計		218,783
F 純 資 産 (D-E)		3,921

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物	☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式3-2

法人名 医療法人 井之川眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 呉市西中央1丁目3番9号

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	64,794	I 流 動 負 債	29,270
II 固 定 資 産	157,910	II 固 定 負 債	189,512
1 有 形 固 定 資 産	153,024	負 債 合 計	218,783
2 無 形 固 定 資 産	186	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	4,699	科 目	金 額
		I 出 資 金	30,000
		II 積 立 金	△26,078
		純 資 産 合 計	3,921
資 産 合 計	222,705	負 債 ・ 純 資 産 合 計	222,705

法人名 医療法人 井之川眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 呉市西中央1丁目3番9号

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		174,363
2 事業費用		165,611
	事業利益	8,752
II 事業外収益		412
III 事業外費用		1,777
	経常利益	7,386
IV 特別利益		142
V 特別損失		438
	税引前当期利益	7,090
	法人税等	182
	当期利益	6,907

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 井之川眼科医院
理事長 井之川 廣江 殿

私は、医療法人 井之川眼科医院 の令和4年会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 4月 27日

医療法人 井之川眼科医院
監 事